

を毛布などでおおい、保温して安静に保ち、直ちに医師に連絡する。

- 皮膚に付着した場合 : 大量の水および石鹼で洗い流す。
 外観に変化がみられたり、痛みがある場合には医師の診断を受けること。
- 目に入った場合 : 直ちに清浄な水で最低15分間、目を洗浄し、コンタクトレンズを着用している場合は外す。その後も洗浄を続ける。
 直ちに、医師の診断、手当てを受ける。
- 飲み込んだ場合 : 直ちに医師に連絡すること。無理に吐かせないこと。
 口の中が汚染されている場合には、水で十分に洗う。

5. 火災時の措置

- 消火剤 : 霧状の強化液、泡、粉末又は炭酸ガス消火剤が有効である。
- 使ってはならない消火剤 : 消火に棒状の水を用いてはならない。
- 特有の危険有害性 : 火災によって刺激性、または毒性のガスを発生するおそれがある。
 危険でなければ火災区域から容器を移動する。
 移動不可能な場合は、容器を破損しないように注水し、冷却する。
 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
- 特有の消火方法 : 火元への燃焼源を絶つ。
 初期の火災には、粉末、炭酸ガス消火剤を用いる。
 大規模火災の際には、泡消火剤を用いて空気を遮断することが有効である。注水は、火災を拡大し危険な場合がある。
 周囲の設備などに散水して冷却する。
 火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。
- 消火を行う者の保護 : 消火作業は保護メガネ、保護衣、状況によっては呼吸保護具を着用して、風上から行う。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具
 および緊急時措置 : 直ちに、すべての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。
 関係者以外の立ち入りを禁止する。
 皮膚に触れたり、眼に入る可能性がある場合は、保護具を着用する。ミストが発生する場合、呼吸器具等を使用してミストを吸入しないこと。
 風上に留まる。
 密閉された場所に立ち入る前に換気する。
- 環境に対する注意事項 : 土壌の汚染、水質汚濁に繋がるので、可能な限り回収する。
 環境中に放出してはならない。
- 回収、中和 : 大量の場合: 盛土で囲って拡散防止をはかってから、掃き集め空容器に回収後安全な場所にて処理する。処理後は大量の水で洗いながす。この場合、濃厚排水が河川等の公共水路に流入しない様に注意する。
 作業の際には必ず保護具を着用する。
- 封じ込めおよび浄化の方法・機材 : 少量の場合: 土砂、ウエス等で吸着させて空容器に回収し、更にウエス等で完全に拭き取る。
- 封じ込めおよび浄化の方法・機材 : こぼれた場合は液の拡散を防止し、流出物をすくい取るか、又は適当な吸収剤を使用して回収する。止むを得ない場合は薬剤を使用する。薬剤を用いる場合には運輸省令で定める技術上の基

二次災害の防止策

- 準に適合したものでなければならない。
 漏出物を取り扱うときに用いるすべての設備は接地する。
 : すべての発火源を速やかに取り除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。
 関係箇所に通報し応援を求める。
 容器内に水を入れてはいけない。

7. 取り扱いおよび保管上の注意

取り扱い

技術的対策

- : 換気のよい場所で取り扱う。
 周囲での火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。
 静電気対策のため装置等は接地し、電気機器類は防爆型(安全増型)のものとする。
 取扱い後は、手、顔等をよく洗い、うがいをする。
 取扱い場所の近くに緊急時に洗顔及び身体洗浄を行うための設備を設置する。
 漏れ、あふれ、飛散しないようにし、みだりに蒸気を発生させない。
 取扱い場所には関係者以外の立ち入りを禁止する。
 休憩場所には手袋等の汚染された保護具を持ち込んで서는ならない。
 皮膚、粘膜又は着衣に触れたり、眼に入らないよう適切な保護具を着用する。
 密閉された場所における作業には十分な局所排気装置を付け適切な保護具を着けて作業すること。

注意事項

- : 発散した蒸気(粉じん)を吸い込まないようにする。
 屋外での取り扱いは、できるだけ風上から作業する。

安全取扱い注意事項

- : 容器を転倒させ、衝撃を加え、又は引きずる等の粗暴な取扱いをしない。
 容器はその都度密栓する。

保管

適切な保管条件

- : 直射日光を避ける。
 火気熱源から遠ざける。
 通気のよい場所で容器を密閉し冷暗所に保管する。
 防湿に留意する。
 長期間の保管を避ける。

安全な容器包装材料

- : 特になし。

8. 暴露防止および保護措置

管理濃度

- : 規定なし。
 (作業環境評価基準:厚生労働省告示第79号別表)

許容濃度(ばく露限界、生物学的ばく露指標)

日本産衛学会(2008年度版)

- : 記載無し

ACGIH(2008年度版)

- : 時間荷重平均 TWA 5mg/m³ (鉱油ミスト)
 時間荷重平均 TWA 3mg/m³ (二硫化モリブデン)

設備対策

- : ミストおよび蒸気が発生する場合は発生源の密閉化、または排気装置を設ける。取扱場所近辺に、洗眼及び身体洗浄のための設備を設ける。
 空気中の濃度を暴露限度以下に保つために排気用の換気を行うこと。
 高温工程でミストが発生するときは、空気汚染物質を許容濃度以下に保つために換気装置を設置する。

保護具

呼吸器の保護具	: 適切な呼吸器保護具を着用すること。
手の保護具	: 必要に応じて耐油性保護手袋を着用する。
目の保護具	: 飛沫が飛ぶ場合には普通型眼鏡を着用する。
皮膚および身体の保護具	: 必要に応じて適切な保護衣、保護面を使用すること。
衛生対策	: 取り扱い後はよく手を洗うこと。 保護具は保護具点検表により定期的に点検する。 作業中は飲食、喫煙はしない。

9. 物理的および化学的性質

物理的状态

形状	: 液体
色	: 黒色
臭い	: オイル臭
pH	: データなし
融点・凝固点	: データなし
沸点	: データなし
引火点	: 274 (COC)
爆発範囲(爆発限界)	: データなし
蒸気圧	: データなし
蒸気密度(空気 = 1)	: データなし
比重(密度)	: 0.92 g/cm ³ (15)
溶解度	: 水に不溶
n オクターノール/水分配係数	: データなし
自然発火温度	: データなし
揮発性	: データなし

10. 安定性および反応性

安定性	: 通常条件で安定
反応可能性	: 自己反応性なし
避けるべき条件	: 火気、酸化剤との接触
危険有害な分解生成物	: データなし

11. 有害性情報

経口	: 現在のところ有用なデータ無し
経皮	: 現在のところ有用なデータ無し
吸入	: 現在のところ有用なデータ無し
皮膚腐食性/刺激性	: 現在のところ有用なデータ無し
眼に対する重篤な損傷性/ 眼刺激性	: 現在のところ有用なデータ無し
呼吸器感受性	: 現在のところ有用なデータ無し
皮膚感受性	: 現在のところ有用なデータ無し
生殖細胞変異原性	: 現在のところ有用なデータ無し

発がん性	:	現在のところ有用なデータ無し
生殖毒性	:	現在のところ有用なデータ無し
特定標的臓器 / 全身毒性 (単回ばく露)	:	現在のところ有用なデータ無し
特定標的臓器 / 全身毒性 (反復ばく露)	:	現在のところ有用なデータ無し
吸引性呼吸器有害性	:	現在のところ有用なデータ無し
その他	:	現在のところ有用なデータ無し

12. 環境影響情報

生態毒性	水生環境有害性(急性)	:	現在のところ有用なデータ無し
	水生環境有害性(慢性)	:	現在のところ有用なデータ無し
残留性・分解性		:	現在のところ有用なデータ無し
生態蓄積性		:	現在のところ有用なデータ無し
土壤中の移動性		:	現在のところ有用なデータ無し
他の有害影響		:	現在のところ有用なデータ無し
環境基準		:	現在のところ有用なデータ無し

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	:	<p>廃液、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約して処理する。</p> <p>容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。</p> <p>排水処理、焼却装置等により発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法規に従って処理を行うか、許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託すること。</p> <p>廃棄物等を焼却処理する場合は、有毒ガス発生のおそれがあるため、適切な除去装置のある焼却炉を使用すること。</p>
汚染容器および包装	:	<p>空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去した後、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約して処理する。</p>

14. 輸送上の注意

国際規制	:	該当しない
国連分類	:	該当しない
国内規制		
陸上	:	消防法、労働安全衛生法等に定められている運送方法に従う。
海上	:	船舶安全法 非危険物 個別運送およびばら積み運送において
航空	:	航空法 非危険物
特別の安全対策	:	<p>輸送に当該危険物が転落し、または危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒もしくは破損しないように積載すること。</p> <p>危険物または危険物を収納した容器が著しく摩擦または動揺を起こさないように運搬すること。</p> <p>危険物の運搬中、危険物が著しく漏れるなど、災害が発生するおそれがある場合には、災害を防止するための応急措置を講ずるとともに最寄の消防機関その他の関係機関に通報すること。</p>

輸送に際しては直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積込、荷崩れの防止を確実に行う。
重量物を上積みしない。

15. 適用法令

労働安全衛生法	:	通知対象物 (令 別表第9 No.168 鉱油) 含有量:90~100質量% (令 別表第9 No.603 モリブデン及びその化合物) 含有量:1~5質量% (二硫化モリブデンとして)
化学物質排出管理促進法	:	第一種指定化学物質 (別表第1 政令番号453号 モリブデン及びその化合物) 含有量:2.4質量% (モリブデンとして)
毒物および劇物取締法	:	該当しない
消防法	:	指定可燃物 可燃性液体類 (非水溶性)
水質汚濁防止法	:	油分排出規制(5mg/L 許容濃度) ノルマルヘキサン抽出分として検出される
海洋汚染防止法	:	油分排出規制(原則禁止)
下水道法	:	鉱油類排出規制
廃棄物の処理および清掃に関する法律	:	産業廃棄物規制(拡散、排出の禁止)

16. その他の情報

引用文献等	:	1) 日本産業衛生学会許容濃度等の勧告(OELs) 2) Thresholds limit values for chemical substances and physical agents and biological exposure indices. (ACGIH) 3) European chemical Substans Infomation System 4) (独)製品評価技術基盤機構(NITE)
(1) 危険・有害性の評価は必ずしも十分ではないので、取り扱いには十分注意してください。		
(2) この製品安全データシートは、当社の製品を適正にご使用いただくために必要で、注意しなければならない事項を簡潔にまとめたもので、通常の取り扱いを対象としたものです。		
(3) 本製品は、この製品安全データシートをご参照の上、使用者の責任において適正に取り扱ってください。		
(4) ここに記載された内容は、現時点で入手できた情報やメーカー所有の知見によるものですが、これらのデータや評価は、いかなる保証もするものではありません。また、法令の改正および新しい知見に基づいて改訂されることがあります。		